(二)	一七〇MHzを超え四七〇MHz以下の周波数の電波を使用する無線局の送信設備（第四十九条の三十において無線設備の条件が定められている無線局の送信設備に限る。）	
(三)	四七〇MHzを超える周波数の電波を使用する無線局の送信設備（第四十九条の六から第四十九条の七の三まで、第四十九条の八の二、第四十九条の八の三、第四十九条の十六（四七〇MHzを超え七一四MHz以下の周波数の電波を使用するものに限る。）、第四十九条の十六の二（四七〇MHzを超え七一四MHz以下の周波数の電波を使用するものに限る。）及び第五十四条第四号において無線設備の条件が定められている無線局並びに一、二一五MHzを超え二、六九〇MHz以下の周波数の角度変調の電波を使用する単一通信路の陸上移動業務の無線局（第四十九条の十六（一、二四〇MHzを超え一、二六〇MHz以下の周波数の電波を使用するものに限る。）及び第四十九条の十六の二（一、二四〇MHzを超え一、二六〇MHz以下の周波数の電波を使用するものに限る。）において無線設備の条件が定められているものを除く。）の送信設備並びにこの表の二の項、四の項、七の項から九の項まで、十六の項及び十七の項に掲げるものを除く。）	

第十四条第二項中「七七〇MHz」を「七一〇MHz」に改める。

第三十六条の三第一項中「別図第二号」を「別図第一号の三」に改める。

第三十七条を第三十六条の八とし、同条の次に次の一条を加える。

（搬送波の変調波スペクトル）

第三十七条　受信障害対策中継放送を行うための送信装置の搬送波の変調波スペクトルは、別図第二号に示す許容値の範囲内になければならない。

第三十七条の二十二第三項中「であつて」の下に「、五四MHzを超え六八MHz以下、一六二・〇五MHzを超え一六九MHz以下」を加える。

第五十七条の三ただし書及び第五十七条の三の二第一項ただし書中「ただし」の下に「、放送番組中継を行う固定局」を加える。

別表第一号の表5の項中「注18、19、20」を「注18、19、20、31」に改め、同表6の項中「注18、20、22、44」を「注18、20、22、31、44」に改め、同表注23中「注31(8)」を「注31(7)」に改め、同表注31(7)イ中(ウ)を(エ)とし、(イ)を(ウ)とし、(ア)を(イ)とし、同イに(ア)として次のように加える。

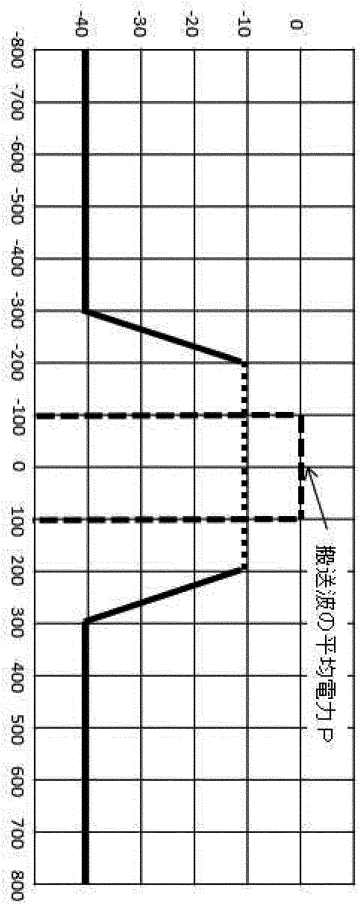
(ア)　54MHzを超え68MHz以下又は162.05MHzを超え169MHz以下の周波数の電波を使用するもののうち、デジタル方式のもの　10（10^{-6}）

別表第二号第10の2中(4)を(5)とし、(1)から(3)までを(2)から(4)までとし、同2に(1)として次のように加える。

(1)　54MHzを超え68MHz以下又は162.05MHzを超え169MHz以下の周波数の電波を使用するもののうち、デジタル方式のもの　96kHz

別図第二号を別図第一号の三とし、同図の次に次の一図を加える。

別図第一号（第37条関係）



搬送波の周波数からの差の絶対値（$\lvert\Delta f\rvert$ [kHz]）	平均電力Pからの減衰量
200kHz以上300kHz未満	$0.3\times\lvert\Delta f\rvert-50$dB以上
300kHz以上	40dB以上

注　搬送波の変調波スペクトルの許容値は、再送信を行う搬送波の平均電力Pの際の入力信号A及び搬送波の周波数から200kHz以上離れた周波数の電波の信号（当該入力信号Aと同一レベルのものに限る。）が受信装置に入力された場合は、この表の値とする。

（特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部改正）

第三条　特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則（昭和五十六年郵政省令第三十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第五十七号及び第五十七号の二中「放送局」を「地上基幹放送局」に改め、同項第五十七号の三の次に次の一号を加える。

五十七の四　設備規則第三十五条から第三十七条の二までにおいてその無線設備の条件が定められている超短波放送（デジタル放送を除く。）を行う地上基幹放送局に使用するための無線設備（受信障害対策中継放送を行うための無線設備に限る。）であつて、その空中線電力が〇・二五ワット以下のもの